

令和4年は
税理士制度80周年



四国税理士会報

第440号
2022.10.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



新居浜工場夜景

撮影者 新居浜支部 浮穴 和子

主な記事

高松国税局との定例懇談会
部・委員会だより ～公益活動対策部～
広報部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

税の広場

記帳義務不履行への加算税加重措置

令和4年度税制改正では、記帳水準の向上に資する観点から記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止することを目的に過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が講じられた。令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

本措置は、所得税、法人税、消費税の税務調査で一定の売上に係る帳簿の提出の求めがあった場合に、(1) 不記帳・不保存であった場合(提出をしなかった場合)、(2) 提出された帳簿について収入金額の記載が不十分である場合のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に5%もしくは10%の加重をするというもの。加算税の加重割合は、(1) 及び(2)のうち(1)と同視される記載された収入が2分の1未満の場合が10%、(2)のうち記載された収入が3分の2未満で2分の1以上の場合が5%となる。記載された収入が3分の2以上であれば加重はない。また、(1)や(2)に該当する場合であっても法律によって納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は本措置は適用しない。

ただ、災害等の場合以外でもやむを得ない事情があると認められる場合に、運用上、適切に配慮することが税制改正大綱に盛り込まれており、この運用上の取扱いについて検討が必要と考えられる場面として、財務省HP『令和4年度税制改正の解説』の国税通則法等の改正の中に次の5つが「例えば」の形で示されている。

- ① 不完全な記帳状態ではあるが、申告書には収入金額が適正に記載されている場合
- ② 翌期の帳簿に記帳漏れとなった当期の収入金額が適正に記載されている場合等
- ③ 白色申告者が、帳簿の体裁を正しく取ってはいない事業用の通帳・ノートに収入金額を網羅的かつ一覧性のある形で記載しており、契約書・請求書等の書類が一定程度保存され、収入金額を確認できる場合
- ④ 仕訳帳・総勘定元帳を保存しておらず、実態は補助帳簿による簡易簿記で記帳している青色申告者が、現金出納帳や売上帳等の補助帳簿に収入金額を適正に記載している場合
- ⑤ 仕訳帳・総勘定元帳の片方しか保存していない青色申告者について、保存している一方の帳簿と補助帳簿に収入金額を適正に記載している場合

なお、具体的な取扱いは今後、通達等で示される予定。

||| 広報部ニュース |||

租税教室での感想

池田 陽輔（高知）



令和3年10月の講師養成研修から約8か月を経て、ついに初めての租税教室の順番が私にも回ってきました。講義を行う高知県立安芸高等学校に到着し、担当の先生と打ち合わせをする中で、『進路を控えた生徒たちにどうすれば税理士になれるのかを簡単に話して欲しい』という想定外の要望があり、一瞬パニックになりましたが、なんとか整理し講義本番を迎えました。

講義では、冒頭でどうしたら税理士になれるのかを自分なりに熱く話し、準備していた資料

で税金について高校生でも興味もてるようにと心掛けて話しました。

一番印象に残っているのは、生徒さんたちの私を見る純粋な瞳です。今の私にはありませんが、私が話したことを生徒さんたちは何も疑わず信用してくれそうで、間違ったことを話してはいけないと身が引き締まる思いでした。

講義最後には少し時間が余ったので、もう一度税理士試験について話し、税理士としてみなさんとお会いできたらうれしいですと述べて終了しました。

今回の租税教室、自己採点では40点です。まだまだ生徒さんが理解できるように分かりやすく話せていません。今後も租税教室に参加し、多くの生徒さん達にわかりやすく税金の話ができるように頑張りたいと思いました。

初めての租税教室

森澤 優司（高知）

去る令和4年1月18日、高知県立佐川高等学校にて租税教室を行いました。大人数の前で話をするのはほとんど初めてのことでしたので大変緊張しましたが、結果的には生徒さんがキチンと受け答えをしてくれたので、何とか無事、やり遂げることができました。

とにかく時間が余ることが嫌でしたので、前日にはたくさんの小ネタを仕込みました。具体的には揮発油税の話をするときには「高知県のガソリン価格が全国的にみてどれだけ高いのか」や、講義の主人公が「エリートサラリーマンの坂本竜馬」ですので「江戸時代において土佐24万石はエリートなのか」等、クイズにして質問ができるようなものです。（素朴な？）高校生は質問を投げかけると、挙手をするとかは無いものの、返事はしてくれます。おかげで時間が余るところか足らなくなってしまい、昼休みを3分ほど奪ってしまいました。すみませんでした。

今回の租税教室で私が高校生に一番伝えたかったことは、「税金」と「税理士」を身近に感じてほしいということです。自分たちがいろいろなところで税金を払っていること、そして（選挙権が18歳になったし、今年は選挙の年なので）自分たちが払った税金がどのように使われているのかに興味を持ってほしい。また将来、税金で困ったことがあれば税理士に相談してほしい。そういったことが伝わるよう心掛けました。

初めての租税教室は、とても良い経験となりました。これからも続けていきたいと思えます。

広報部ニュース

はじめての租税教室

山本 太一郎 (高知)

令和4年7月に、高知県立安芸高等学校の3年生(12名)を対象とした租税教室の講師をさせていただきました。これまで商工会議所等事業者向けにセミナーを行ったことはありましたが、租税教室は今回初めてで、これまでのセミナーとは違う緊張感がありました。普段のセミナーではその内容に興味がある方が参加されていますが、高校での租税教室となると生徒さん全員が租税について興味があって聞いているわけではありませんので、きちんと話を聞いてもらえるかが心配でした。



初めてということもあり気持ちに余裕を持って授業をすることができず、あっという間の50分で、最後の方は時間が足りず駆け足になってしまいました。真面目な生徒さんが多かったこともあり、なんとか最後までやりきることができた感じです。また機会があればチャレンジしてみたいです。

租税教室

吉村 由佳 (高知)

令和4年6月30日、高知県須崎市の高知ペットビジネス専門学校で、租税教室講師を務めました。1年生の16名が対象で、ペットの犬たちも一緒に教室にいる、とてもどかな雰囲気の中での講義でした。「高校より少し高度な内容の講義を」というリクエストに応じたパワーポイント教材を税務署の方で用意してくださったので、そちらを用いての初めての租税教室でした。

講義の前半はほぼ既知の内容だったようで、税金の質問をしてもあっさり全員が正解するという雰囲気でしたので、途中からペースを早めて説明し、最後に余った時間でWeb-Tax-TVの動画(あなたのインターネット取引、確定申告していますか)を流しました。動画は熱心に見ている学生さんが多かったです。

高校卒業後ということで租税教室が初めてではない学生さんも多かったようなので、かなり盛り沢山だと思うボリュームでも、時間的にちょうど良い感じでした。

ペットに関する税金の話題を取り入れるなど、準備段階で色々得た知識も多く、今回の租税教室を担当したことで、私自身も多くのことを学ばせて頂くことができました。生徒にも講師にもお互いが実りある租税教室になれば素敵だと思います。

今昔物語

JR高知駅の今昔物語

高知の陸の玄関口であるJR高知駅の移り変わりを取り上げてみたいと思います。



初代駅舎は大正13年に、当時の高知線延伸と共に完成したそうで、昭和46年まで使用されていたそうです。この記事執筆の際に初めて存在を知りました。先輩方の中には懐かしく思われる方もおられるのではないのでしょうか。

続いて2代目駅舎は昭和46年から平成20年まで利用されていました。高知駅といえばこの駅舎が思い浮かぶ方という方もまだまだ多いと思います。2階に上がると山盛りになった芋けんぴの売店やレストランのある風景が今でも鮮明に思い出せます。



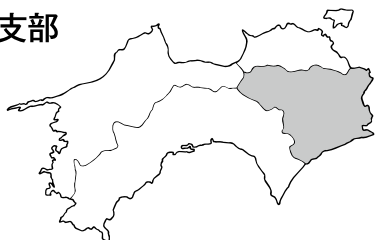
そして現在の3代目駅舎は平成20年に完成したもので『くじらドーム』という愛称があります(そう呼んでいる人を見たことはありませんが)。高架化と自動改札口は都会の駅の様で、完成当初はテレビや新聞に帰省客からの「高知じゃないみたい」という声が紹介されていたのが印象的でした。

高知県は四国の中でも特に公共交通網の広がりや便数が不十分でどうしても車を利用しがちなのですが、今回の記事執筆を通じ、ときどき鉄道を利用するのも趣があると思いました。駅で缶ビールを買って車窓から流れる景色を眺めながらプシュッと…いいですね！

(掲載の写真はJR四国広報室様からご提供頂きました)

県連だより

徳島県支部
連合会



「にちぜいくん」研修会場に現れる

9月の会場型資産税研修会場に、右手の指し棒、左手で書籍を小脇に抱え、イエローシューズに黒の蝶ネクタイ姿で大きなメガネがトレードマークの白色のフクロウが現れました。

よく見ると、このほど日税連で製作され県連などに送られてきた税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」のぬいぐるみ。

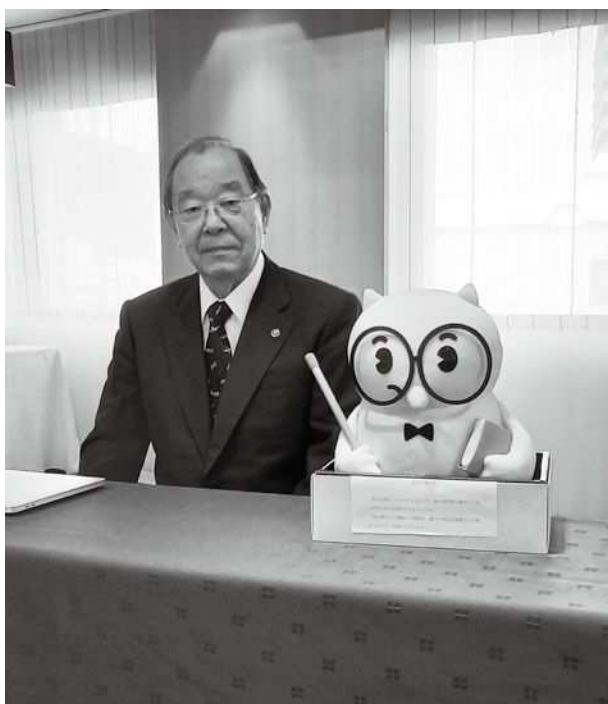
フクロウは夜行性なので昼間人目に触れることは少ないのですが、このフクロウ、当日は9時半ごろから会場受付にて出席者のチェック、その後、講義が始まれば後方に陣取り、身動き、瞬きもせず講師の話に耳を傾



けているようでした。(ちなみに本物のフクロウの耳は左右上下それぞれ位置がずれているそうです。)

研修出席者は、広報誌などで既に知っていた人、初めて知ったという人それぞれが、ぬいぐるみ「にちぜいくん」に興味を示していました。

今回、広報部と研修部のコラボによってデビューした「にちぜいくん」。今後、県連各部あるいは各支部の各種施策の場における幅広い活躍が期待されるところです。



四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索